

[事案 2021-58] 新契約無効等請求

・令和4年4月26日 裁定不調

<事案の概要>

募集人に説明不足等があったことを理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年5月に、米ドル建生前給付終身保険(契約①)および医療保険(契約②)を契約し、平成26年7月に契約した生前給付保険(契約③)および同年8月に契約した生前給付保険(契約④)を払済保険に変更した。しかし、以下等の理由により、契約①②を無効とし既払込保険料を返還するとともに、契約③④の払済保険への変更を取り消してほしい。

- (1)契約①の申込みにあたり募集人から、保険料が契約③④より安くなり、支払期間も短くなるうえ、デメリットは保険料が端数のある金額になることだけだと説明された。そのため、契約①を為替リスクはなく、保障内容も契約③④と同じであると誤信した。
- (2)契約②の申込みにあたり募集人から、掛捨てではない医療保険があると説明されたため、既契約の医療保険を解約し、必ずしも必要のない契約②を契約した。
- (3)契約①②について、告知義務違反による契約解除予告を受けたが、告知の際、募集人に子宮頸部異形成の既往症を伝えたと、未治療であるため告知不要などと言われたため告知しなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、契約①の内容および不利益事項について、設計書、商品パンフレット、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)、ご契約のしおり・約款を用いて説明し、乗換に係る不利益事項の説明を受けたことの確認書を作成した。
- (2)契約①の申込手続後に、本社から契約内容の確認電話を実施した際、為替レートの影響を受けて保険料が変動すること、解約返戻金を円で受け取る場合には既払込保険料を下回る可能性があることについて、募集人から説明があったことを確認した。
- (3)募集人は、契約②への乗換に係る不利益事項を説明し、解約にあたっての注意事項も書面を用いて説明した。
- (4)契約①②について、申立人に告知義務違反による解除を予告した事実はない。募集人は、申立人から子宮頸部異形成に関して聞いた事実はなく、ありのまま告知するように依頼した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、また、募集人が不告知教唆を行ったとは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から受諾しないとの回答があったため、裁定不調として手続を終了した。

- (1) 事情聴取の結果、申立人は、契約③④を払済保険に変更し、契約①を締結することによる一連の保障見直しの基本的な仕組み、内容および保険料削減効果等を十分に理解できていないことが明らかになった。
- (2) 契約時、募集人は申立人の勤務先の上司であり、説明および申込手続は勤務時間中に行われているが、半年の有期雇用契約社員として就業したばかりの申立人が、上司である募集人から保険加入を勧められた場合、契約の必要性や内容を十分に検討し、必要な確認をすることが難しかった可能性があると思われる。
- (3) 募集人は、取り扱うことのできない募集人の子が関係する損害保険会社の火災保険を紹介しようとし、結局、見積書に誤りがあることが分かり、申立人に謝罪することになったが、このことは申立人に不信感を募らせる一因となった。